

規制条例・審査基準の点検結果の概要（大阪府）

資料2-1

1. 規制条例の点検

規制条例（調査対象69条例とその規則）を対象に点検し、必要性、有効性、効率性、規制改革の視点（事業者や府民の負担を軽減できないか）から見直し検討を行った。

○条例【8条例12項目】

条例名	改善内容	所管部
大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例	・本条例による課税の対象となる期間の終了後、地方税法の規定による更正又は決定をすることができず期間が経過したことから、本条例を廃止。 ⇒2月議会提出	財務部
大阪府旅館業法施行条例	・ホテル・旅館の客室におけるくす入れの設置の規定 ・ホテルの洗面所における冷温水設備の設置の規定 の在り方について、他府県の規定状況等を調査するとともに、その必要性について引き続き検証する。	健康医療部
大阪府自然環境保全条例	・改正自然環境保全法を踏まえて、特別地区内に国等が建築物を新築する場合等の規定を「同意」から「協議」に変更。 ⇒2月議会提出	環境農林水産部
大阪府動物の愛護及び管理に関する条例	・特定動物（へび等）の飼養・保管のための施設の構造・規模に関する基準の規定は、基準の内容をすべて規則に委任しているが、それが法の審査基準になったので、条例で規定するのではなく法の審査基準として設定し直す。 ⇒2月議会提出	
大阪府屋外広告物条例	・官公署等を禁止区域から除外することについて、審議会答申後に改正する。 ・広告物表示の許可の更新を「期限の7日前までに許可を受けること」から「期限の満了前に許可を受けること」に緩和することについて、今後改正を検討する。	住宅まちづくり部
大阪府景観条例	・景観計画区域内工事の届出者の氏名変更について、届出時期を「工事実施期間中等」と明記。 ⇒2月議会提出	
大阪府福祉のまちづくり条例	・自動車修理工場を特別特定建築物（規制対象）としていること。 ・公衆便所のベビーチェア等の設置義務付け対象規模（現1,000㎡以上） ・条例制定前の既存施設に対する現況調査結果報告に関する規定 について、障害者差別解消法（平成28年4月施行）に関する国等の取組を踏まえつつ、それぞれ今後も引き続き審議会で見直し検討する。	
大阪府建築基準法施行条例	・公衆浴場の床面積の規定（脱衣室15㎡以上、浴室22㎡以上）を削除（床面積等の衛生面に関する基準は公衆浴場法で対応） ⇒2月議会提出	

○規則【4規則4項目】

規則名	改善内容	所管部
大阪府特定非営利活動促進法施行細則	・定款変更に係る認証申請及び届出の添付書類の部数を減（副本2部→1部） ⇒3月改正予定	府民文化部
大阪府蜜蜂の飼育の規制に関する条例施行規則	・巣箱間の距離制限（2m以上）の規定を削除 ⇒3月改正予定	環境農林水産部
大阪府循環型社会形成推進条例施行規則	・産廃保管届出の提出書類を見直し（廃掃法届出と重複する書類（付近見取図等）の減など） ⇒3月改正予定	
大阪府屋外広告物条例施行規則	・屋外広告業者登録簿の閲覧時間（午前9:30～12:00、午後1:00～4:30）を見直す。 ⇒3月改正予定	住宅まちづくり部

2. 審査基準の点検

法令・条例に基づく許認可等に係る審査基準（調査対象637件）から、国の技術的助言や他の都道府県より厳しいものを選定し、見直し検討を行った。

○審査基準【7項目】

審査基準名	改善内容	所管部
学校の設置等の認可、収容定員に係る学則変更の認可（私立の小学校・中学校、全日制・通信制高等学校、中等教育学校）	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる学校運営を担保するための規定（賃借でも20年以上の賃借権の設置・登記を条件）について、有識者に意見を聞いた上で改正を検討する。 ⇒株式会社立の通信制高校に関しては、校地・校舎の借用について、「20年以上の賃借権の設置・登記」という基準を緩和して、「修業年限に相当する年数以上の保証」により設置を認可（平成26年4月開校） ・全日制高等学校の「運動場及び校舎は、同一の敷地内又は隣接地にあること」との規定について、隣接地でなくても校地として認めることができるよう審査基準を見直し ⇒改正済み 	府民文化部
専修学校・各種学校の設置等の認可	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる学校運営を担保するための規定（賃借でも20年以上の賃借権の設置・登記を条件）について、有識者に意見を聞いた上で改正を検討する。 	
職業訓練法人の設立の認可	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練を行う職業訓練法人を設立する場合の基準のうち、「3年以上の活動実績を有すること」を削除する等の見直しを行う。 	商工労働部
産業廃棄物処理施設の設置の許可	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の最終処分場の構造については、全て法令に基準が定められているが、法令以外の基準に適合することを審査基準としていると誤解を招く記述があったため、これを削除する。 ⇒改正済み 	環境農林水産部
道路の占用の許可	<ul style="list-style-type: none"> ・露店等の占用許可基準を「祭礼等社会慣習上やむを得ないものであって、一時的なもの」としている基準について、表現を見直し ⇒改正済み 	都市整備部
公園管理者以外の公園施設の設置・管理の許可	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者について「指定管理者、公共団体又は公共的団体であること」を要件としている基準を見直し ⇒改正済み 	

規制条例・審査基準の点検結果の概要（大阪市）

1. 規制条例の点検

規制条例（調査対象109条例とその規則）を対象に、国もしくは他都市基準と比較するなど視点（事業者や市民の負担を軽減できないか）から見直しを行った。

○条例等【5条例等12項目】

条例名	改善内容	所管部
建築物における駐車施設の附置に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置義務及び基準（建築物を建築する際に必要な駐車場1台当たりの床面積）のほか、建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置義務及び基準や、駐車施設等の附置の特例措置。 ⇒25年度実施の実態調査結果に基づき、26年度早期に改正（緩和）予定 	都市計画局
普通河川管理条例	<ul style="list-style-type: none"> ・河川敷地に設置した工作物の所有権の移転に伴う河川敷地の占用許可（占用許可制の廃止）のほか、許可が得られない場合の撤去及び原状回復義務、行為の許可にあたって立てた保証人の連帯責任、許可の取消等による損害に対する補償を行わない旨の規定、沿岸地使用者による河川の損害防止工事等の実施の権限及び同工事を本市が委託施工した場合の手数料の納付等、行為の許可を受けた者の義務の不履行に対する代執行。 ⇒改正済み（規定の緩和） 	建設局
大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例	<ul style="list-style-type: none"> ・記名の乗車券を他人に使用させた者に対する過料（1,000円以下） ⇒改正済み（削除） 	交通局
大阪市自動車運送乗車料条例	<ul style="list-style-type: none"> ・記名の乗車券を他人に使用させた者に対する過料（1,000円以下） ⇒改正済み（削除） 	交通局
印鑑条例施行規則	<ul style="list-style-type: none"> ・登録の申請（印鑑登録申請書の記載事項に「本籍地又は国籍」「世帯主氏名」を設定） ⇒改正予定（削除） 	市民局

2. 審査基準の点検

法令・条例に基づく許認可等に係る審査基準（調査対象443件）から、国もしくは他都市基準と比較するなど視点（事業者や市民の負担を軽減できないか）から見直しを行った。

○審査基準【6項目】

審査基準名	改善内容	所管部
駐車施設等承認／ 共同駐車場指定	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物敷地から敷地外駐車場までの距離について規定 ・共同駐車場の承認の条件（対象規模）を規定。 ⇒前頁の条例改正にあわせ、改正（緩和）予定 	都市計画局
工作物の所有権の移転に伴う河川敷地の占用許可	<ul style="list-style-type: none"> ・普通河川管理条例にかかる改正（9条の削除）に関わり、同条に基づく審査基準についても改正（条例改正については前頁参照） ⇒改正済み 	建設局
化製場外における処理禁止の特例の許可	<ul style="list-style-type: none"> ・化製場外における処理禁止の特例許可申請について、原則許可しない旨定めている。 ⇒改正（緩和）予定 	健康局
小学校及び中学校における指定外・区域外就学の許可	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の学校指定の変更（指定外就学）・区域外就学の許可については、教育上真にやむを得ず、希望する学校への登校及び下校の安全に支障がないと認められる場合に限り定められている ⇒改正済み（学校選択制導入に伴う変更） 	教育委員会
行政財産の目的外使用許可	<ul style="list-style-type: none"> ・使用を許可することができる範囲の基準として、「隣接」を要件としているほか、使用を許可しない相手方の基準として、「市内又は近接市町村に住所又は事務所を有しない者」と定めている。 ⇒改正済み（地域要件の規定削除） 	契約管財局